

改正案	現行
<p>（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき理事）</p> <p>第六条の二 法第十四条第二項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 出資の履行（法第十二条第一項の規定による払込みをいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った理事</p> <p>二 出資の履行の仮装が理事会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者</p> <p>イ 当該理事会の決議に賛成した理事</p> <p>ロ 当該理事会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事</p> <p>三 出資の履行の仮装が総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者</p> <p>イ 当該総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事</p> <p>ロ イの議案の提案の決定に同意した理事</p> <p>ハ イの議案の提案が理事会の決議に基づいて行われたときは、当該理事会の決議に賛成した理事</p> <p>二 当該総会において当該出資の履行の仮装に関する事項につい</p>	<p>（新設）</p>

て説明をした理事

(法第十四条第二項において準用する会社法第二百十二条第一項又は第二百十三条の二第一項第一号の規定による支払を求める訴えの提起の請求方法)

第七条 (略)

2 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第十四条第二項において準用する会社法第二百十二条第一項又は第二百十三条の二第一項第一号の規定による支払を求める訴えについての前項第一号に掲げる者の義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に義務があると判断した場合において、法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

(優先出資者総会参考書類の記載の特則)

第二十条 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を发出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることが

(支払を求める訴えの提起の請求方法)

第七条 (略)

2 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第十四条第二項において準用する会社法第二百十二条第一項の義務を負う募集優先出資の引受人(次号において「請求対象者」という。)の義務の有無についての判断

三 請求対象者に義務があると判断した場合において、法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

(優先出資者総会参考書類の記載の特則)

第二十条 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を发出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることが

できる状態に置く措置（第二十六条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優先出資者総会参考書類を優先出資者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一・二（略）

三 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2（略）

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報について、電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条 法第四十一条第四項に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一（略）

二 イに掲げる額を口に掲げる数で除して得た額

できる状態に置く措置（第二十六条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優先出資者総会参考書類を優先出資者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一・二（略）

三 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2（略）

（新設）

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条 法第四十一条第四項に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一（略）

二 イに掲げる額を口に掲げる数で除して得た額

2	<p>イ (略)</p> <p>ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第三十九条第四項第二号に掲げるもの 四</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる者以外の理事、監事又は会計監査人 二</p> <p>(略)</p>
---	---

2	<p>イ (略)</p> <p>ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表理事以外の理事(会員外理事(法第四十一条第四項第二号に規定する会員外理事をいう。(3)において同じ。)を除く。) 四</p> <p>(3) 会員外理事、監事又は会計監査人 二</p> <p>(略)</p>
---	---